

競争参加停止措置の概要

1. 競争参加停止措置業者名 : 鹿島道路株式会社

業者の住所 : 東京都文京区後楽 1-7-27

2. 競争参加停止措置期間 : 2025 年 4 月 18 日 ~ 2025 年 8 月 17 日
(4ヶ月)

3. 事 実 概 要 :

2023年度に発注した舗装補修大規模修繕工事(2023-5-湾)ほか11件において、設計図書と異なるアスファルト合材が使用されたことが判明した。
詳細は別紙の通り。

4. 競争参加停止措置理由 :

鹿島道路株式会社が発注者との協議を経ずに再生骨材を含むAs合材(再生合材)を使用して工事を施工したことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領」別表第1第2号(過失による粗雑工事)に該当するため。
詳細は別紙の通り。

〈競争参加停止要領 別表第1〉

措 置 要 件	期 間
1 略 2 会社発注工事等の施行に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。) 3~8 略	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内

1.対象工事	1.舗装補修大規模修繕工事（２０２３－５－湾） 2.舗装補修大規模修繕工事（２０２２－２－神） 3.舗装及び高欄設置その他工事（２０２１－岸） 4.舗装補修大規模修繕工事（２０２０－４－環） 5.舗装補修大規模修繕工事（２０１９－２－環） 6.舗装補修大規模修繕工事（３０－９－湾） 7.大和川線舗装その他工事 8.舗装補修大規模修繕工事（２９－５－湾岸・西宮） 9.舗装補修大規模修繕工事（２９－３－岸・湾岸） 10.三宝第１工区～遠里小野第２工区舗装工事 11.舗装補修工事（２６－６－岸） 12.舗装補修工事（２５－４－守）
2.案件の概要	○当該業者は、舗装補修大規模修繕工事（２０２３－５－湾）ほか11件において、アスファルト舗装工事を受注し施工したが契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されていたにもかかわらず発注者との協議を経ずに、「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）」を使用して工事を行っていたことが判明した。 当該業者の合材製造所長等は、同社が製造するアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに、再生アスファルト合材であることを認識していた。
3.競争参加停止措置理由	○有資格業者である当該業者が受注した工事について、過失による粗雑工事を行ったことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領」別表第１第２号（過失による粗雑工事）に該当するため。